

平成27年度第3回宮城県民間非営利活動促進委員会議事録

日時：平成27年10月28日（水）

午後1時～午後4時

場所：宮城県行政庁舎第一会議室

○開会

皆様、本日は、お忙しいところ、御出席いただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから、平成27年度第3回宮城県民間非営利活動促進委員会を開会いたします。

本日の会議の定足数でございますが、12名の委員のうち所用によりご欠席の連絡をいただきました高浦委員、相澤委員、猪股委員、佐藤委員、齋藤委員を除き過半数を超える委員のご出席をいただいておりますことをご報告申し上げます。

なお、本委員会は公開することとされております。また、議事録については、後日皆様に内容を確認させていただき、宮城県のホームページで公開することとしておりますので、ご協力をお願いします。

それでは、開会にあたりまして、共同参画社会推進課武内課長からごあいさつ申し上げます。

○あいさつ

宮城県民間非営利活動促進委員会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様には、日頃、本県のNPO活動の促進につきまして、多大な御協力をいただいておりますことに対しまして、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

また、今年度2度開催いたしました委員会におきましては、委員の皆様から、たいへん有意義な御意見をいただきまして、ありがとうございました。本日の促進委員会は、前回ご審議いただき、皆様からのご意見に基づき修正を加えました宮城県民間非営利活動促進基本計画の素案を提示させていただきます。よろしくご審議をお願いしますとともに、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。

また、これからのスケジュールといたしましては、12月にパブリックコメントを予定しておりますので、本日を含め2回の促進委員会を予定しております。基本計画の見直しについて、協議していただくため、委員の皆様には、資料への事前のお目通しや、促進委員会への参加など、お忙しいところ、ご負担

をおかけすることになります。改めてご協力をお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

○進行

ありがとうございました。それでは以降の進行につきましては、石井山会長にお願いいたします。

○石井山会長

皆さんこんにちは。これから先は、私の方で進行させていただきたいと思えます。課長からもお話がありましたように、きわめて短時間での作業となります。しかし被災県のNPO振興政策と言うことで、大きな見直しをしないといけない部分も中にはあると思えます。残された日程が、今日も含めて後2回となりますので、皆さんの御意見をいただきますようお願いいたします。

では、まず（1）第1回民間非営利活動促進委員会における検討事項」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

資料1を御覧下さい。前回の促進委員会のなかでいただいたご意見について15点ほど整理させていただきました。

1番目といたしまして非営利という言葉理解されにくいのではないか。ということですが、前回委員の先生から参考意見をいただいたとおりに括弧書きを加えております。掲載文案としては、「非営利（利益を構成員に分配しない）組織」としております。

2番目といたしまして民間非営利活動とNPO活動とNPOの活動が混在しているので文言の整理が必要ではないかということですが、NPO活動の捉え方を追加し、「NPO活動」と「NPOの活動」を「NPO活動」に統一しました。掲載文案は、NPO活動は、社会的な使命の達成を目的に、市民が自主的・自発的に組織した社会的・公益的な活動としてとらえ、そうした活動を行う団体としています。

3番目としまして、NPO法人と特定非営利活動法人との表現が混在しているので文言の整理が必要ではないかですが、NPO法人へ統一いたしました。また、他県の最近の改訂状況を参考としても「特定非営利活動法人（以下NPO法人）」としている事例は多くなっております。掲載文案は、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）となります。

4番目としまして、1章の3基本計画におけるNPOの捉え方の文章構成が解りにくいのではないかですが、同じようなことが重複して書いてあるので、

(2) NPOの特徴の後半を(4)基本計画の対象のへ移動しております。掲載文案としては、この基本計画においては、NPO活動の促進に向けて、NPO法人や積極的に活動に取り組んでいる団体や、NPOの特徴を備えた団体を目指して活動を進めている団体を広くNPOとしてとらえ、その発展を推進していくこととします。

5番目としまして、一般社団法人も対象としていいのではないかとありますが、一般社団法人化しての公益的な活動の広がりがあることから一般社団法人についての文言を追加しました。掲載文案としては、また、一般社団法人として、公益的な活動を行っている団体も増えていることから、そのいった団体についても対象に含むものとしますとしています。

6番目としまして。第2章1NPOを取り巻く情勢の掲載順序の変更についてですが、前半部分に社会全体の状況を記載して、後半にNPOをめぐる状況を記載しております。掲載文案として(1)東日本大震災からの復興支援、(2)社会的・公益的な活動の担い手の広がり、(3)NPOの社会的位置付けの変化、(4)地域コミュニティの希薄化、(5)NPOをめぐる法制度等の整備の順序としております。また、(3)にNPOの社会的位置付けの変化を加えております。

7番目としまして、男性の活躍についても記載してもいいのではないかとありますが、意見聴取させていただいた御意見を反映させております。掲載文案としまして、ワークライフバランスの観点から、働く男女が活動しやすい環境づくりのためになどとしております。

8番目としまして、新しい寄附の方法が全国的に広がっていることも明記してもいいのではないかとありますが、新たな手法による寄附について追記しております。掲載文案は、NPO活動を寄附によって応援する取組として、新たな情報通信技術やツールの普及によるクラウドファンディングなどの新しい寄附の事例が広がりつつありますとしております。

9番目といたしまして、多様性と人権になります。互いを理解し、NPO活動へ参加していくこととしております。掲載文案としまして社会情勢の変化のなかで、それぞれの人格や個性を認め、互いの存在を尊重するという人権意識を持ち、国籍や文化などの異なる人びとを理解し、お互いの個性を尊重し社会的共生を築いていくことが必要です。NPO活動に参加する人々は、このような意識を持ち、社会貢献活動に対する関心や意欲を活動につなげてとしております。

10番目としまして、みやぎNPOプラザと地方施設の関係をもう少し書いてもいいのではないかとありますが、県内の施設とのネットワーク化について文言を追加しております。掲載文案は、みやぎNPOプラザを中心として県

内のNPO支援施設のネットワーク化を図り、各地域におけるNPO支援の充実に努めていく必要がありますとしております。

11番目といたしまして、NPOに対する理解の促進において、市民や行政、企業側からもできることを記載してもいいのではないかとありますが、行政、住民、企業側から支援できることについて追記しております。掲載文案は、また、行政においては、NPO及びその活動についての情報提供や広報啓発を積極的に行うほか、NPOによる情報公開や情報発信を支援することや、住民においては、NPO活動についての意義や役割について理解を深めること、企業においては、企業との協働を促進や、社員がNPO活動に参加しやすい環境を整えていく必要がありますとしております。

12番目といたしまして、世間一般の人々がNPOを有益と思えるように理解の促進を記載してもいいのではないかとありますが、県の広報や出前講座を活用し、意義や役割の理解を深めていくこととしております。掲載文案は、県政だよりによる広報やみやぎ出前講座での説明機会を活用し、NPO活動の意義や役割に対する社会の理解を促進するとともに、メディアとのパートナーシップの構築に努めますとしております。

13番目といたしましては、4章NPOの自立と発展支援において、人材の育成、財政支援の構成となっているので、3章見直しの視点の自立した活動を継続していくための支援の部分についても同じ構成に統一した方が良いのではないかとありますが、人材・財政の順番に構成を統一しております。掲載文案としましては、17ページについて下記の順番に変更しております。①人材の育成等、②ボランティア文化の醸成、③ソーシャルビジネスを活用した財政基盤の強化、④寄附文化の醸成としております。

14番目といたしまして、ソーシャルビジネスという言葉のインパクトが強すぎるのではないかとありますが、ソーシャルビジネスを活用していくこと大切と考えているために文言の修正をしております。掲載文案としては、ソーシャルビジネスを活用した財政基盤の強化としております。

15番目といたしまして、寄附行為の啓発についても記載した方がいいのではないかとありますが、寄附事例などを通じての啓発を行うこととしております。掲載文案としては、NPO団体による、寄附者から共感を得、寄附が得られるような活動についての情報公開を支援するとともに、寄附による先進事例の紹介などをホームページ等で紹介するなど寄附のメリットや意義についての普及啓発を行っていきますとしております。

以上が、前回の促進委員会で委員の皆様からいただきました検討事項となります。

○石井山会長

前回の会議のなかで、それぞれが多彩な意見を申し上げたことですが、その意見を具体的な計画の修正に盛り込んで行く上で、15個のポイントとして整理していただいたこととなります。この後、1章～5章について検討していくこととなりますが、現段階で、資料1の内容で何か質問や御意見があればお願いします。

では、実際の文案について、どのように反映されているか見ていただいた方が、議論がしやすいかと思っておりますので、次に各章に入りたいと思っておりますが、まず、1章及び2章について事務局からお願いします。

○事務局

資料3の1ページ目を御覧下さい。始めに、宮城県民間非営利活動促進基本計画の第1章についてご説明いたします。「2基本計画改定の趣旨」ですが、こちらについては、前回の事務局叩き台から、文言や表現の仕方などについて一部訂正しております。「3基本計画におけるNPOの捉え方」については、「(1) NPOとは」において、さきほどの検討事項の部分と重複しますが、「非営利(利益を構成員に分配しない)組織」と追加記載しております。「(2) NPOの特徴について」においては、5行目の※2の部分でNPO活動がどういった活動を説明し、前回の叩き台では、(2)の最後の段にありました「この基本計画においては」の部分(4)へ移動しております。「(3) 特定非営利活動法人については」、特定非営利活動法人とNPO法人が混在していたことから、他県等も参考といたしまして、以下NPO法人として統一した表現としております。「(4) 基本計画の対象については」、基本計画の対象について(2) NPOの特徴から移動した部分を記載し、一般社団法人についての文言を追加しております。

「第2章NPOを取り巻く情勢の変化」についてご説明させていただきます。まず、前回の促進委員会において、(1)から(4)について、順番を変更した方が、解りやすいのではないかとの御意見をいただいておりますので、構成を変更しております。また、前回の委員会のなかで、様々な御意見をいただきまして、4項目だけでは、記載しきれない部分もございましたので、「(3)にNPOの社会的位置付けの変化」を追加させていただいております。「(1) 東日本大震災からの復興支援」につきましては、前回は「東日本大震災の発生」としておりましたが、震災が発生し、支援活動をしていただいた旨も記載していることから、復興支援という文言を加えております。

「(2) 社会的・公益的な活動の担い手の広がり」につきましては、働く男女が活動しやすい環境づくりなどの表現を加えております。「(3) NPOの社会的

位置付けの変化」につきましては、地方分権や市町村合併の進展で行政のスリム化が図られているが、市民のニーズは多様化していることと、施設管理についても、新たなノウハウの活用や管理経費の削減をはかる観点から指定管理制度の導入などがなされるなかで、その担い手の一つとしてNPOに期待が寄せられていることの説明をしております。

また、NPO側にとっても業務委託や制定管理制度の導入により安定的な収入の確保と新たな寄附事例の広がりや財政的な基盤強化が図られる事を説明しています。「(4) 地域コミュニティの希薄化」につきましては、前回は、地域活力の低下・コミュニティの希薄化としておりましたが、少し表現を変更しております。また、多様な主体の活動に期待が寄せられていることを追加記載しております。「(5) NPOをめぐる法制度等の整備」については、①と②については、文言を訂正させていただいております。③の寄附税制優遇措置の部分については、(3)の社会的位置付けの変化に記載したことにより、削除しております。

続いて、「2 宮城県におけるNPOを取り巻く現状と課題」の「(1) 宮城県のNPOの現状と課題」については、文言を訂正したものとなっております。「(2) 宮城県内のNPO支援施設(中間支援組織)の現状と課題」についても、文言の一部は修正をしております。「(3) 宮城県の施策」では県が実施している施策を説明しています。「イ 民間非営利活動プラザ(みやぎNPOプラザ)」につきましては、3段落目の「実態調査では、過半数の団体がこの部分で理由を記載しておりましたが、(2)の宮城県内のNPO支援施設の欄に記載している理由欄と同じような記載をしていることから、削除しております。「ロ みやぎNPOサポートローン」、「ハ 県税の課税免除」、「ニ 県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業」、「ホ NPOとの協働」、「へ 宮城県民間非営利活動促進委員会」、「ト NPO活動促進庁内連絡調整会議」につきましては、前回の叩き台で提示した部分と一部文言は修正しております。

「3 NPOに期待される役割」については、叩き台では、「3 NPOに期待される社会的役割と可能性」と「4 NPOの課題と今後望まれること」として現計画を踏襲しておりましたが、その後に御意見をいただきまして「社会的役割と可能性」と「課題と今後望まれること」を統合した形といたしました。「(1)震災復興の担い手としてのNPO」につきましては、復興の推進のためには多様な活動主体が結びつき取り組んでいくことが重要ですが、NPOには被災者のこころのケアの推進や、生活の質の向上、地域コミュニティの再生・構築支援などについて、多様な主体との連携により、被災者の生活をきめ細かくサポートしていく必要があることを説明しています。「(2) 多様な人々の参加促進」につきましては、人権や多様性の部分について記載させていただき、NPO活動に参

加する人達もこのような意識を持ちながら活動していく必要があることを説明しています。「(3) 継続的な活動のためのマネジメント能力の向上」につきましては、NPOが社会との信頼を活率するためには継続的な活動を行うことが重要であり、そのために組織運営やマネジメント能力を高めることが求められていることを説明しています。「(4) 説明責任と情報公開」については、「(1) の目的や使命の明確化と情報発信」と「(4) 説明責任と情報公開」の部分を統合した形となっております。NPOが社会的信頼を損なわないように、多くの人々からの理解と支持を得て活動していくために、説明責任の重要性と情報公開・発信を行うことについて説明しています。

また、事務局で苦慮した部分を参考までに申し上げますと非営利組織のところになりますが、前回の委員会で、非営利組織が収益を上げてはならないという誤解を持たれがちだということで、どのように工夫をしようかと検討しましたが、収益という観点から記載するのが難しかった部分もあります。非営利組織の営利というのが、(2)にあるように、民間非営利活動は、営利を目的としないとなっておりますので、ここで、営利という概念は出ないかと思いましたが、では、営利という概念はどのようになるのかと文脈の中で考えた時に、利益を上げることが妨げないが、それを構成員に分配しない組織だということだと考えました。ただ、利益を構成員に分配しないということなので、利益を上げることが前提としてあり得るという意味からこのような表現にいたしました。このような案で提示させていただいておりますので議論をいただければと思います。

2点目としまして、NPOの社会的位置付けの変化であります。委託や指定管理者制度をどのように表現していくか。委託や指定管理は、NPO側が下請け的存在になるのではないかとの意見もあるかと思いますが、指定管理者制度についても、住民サービスの向上や経費削減の部分と考えていますので、この部分も意見をお願いいたします。

次に、(2) 多様な人々の参加促進ということに記載させていただいておりますが、ダイバーシティについての重要性は理解しているつもりですが、NPO活動にあてはめた場合にどこまで記載できるのかといった部分があります。NPO活動に参加する人々は、このような意識を持ち、社会参加の機会を提供する主体としての役割が期待されていますとしておりますが、このNPO活動に参加する人々が、いわばNPO法人としての団体の運営者の方なのか、一般の参加者の方なのかを少し整理しなければならなかったのかと思っております。後半は主体と記載しておりますので、文脈上は、団体のマネジメントの話とも解釈できますが、判然としない形となっております。もう1つは、NPOなり、NPO団体の活動に参加しようとする一般市民の人々全てがダイバーシティの

意識を持って参加することと言い切って良いのかと思っております、委員の皆様は御意見をいただければと思っております。

○石井山委員

御意見を申し上げます。1章については、定義の部分もあるが表現の仕方などで事務局も苦慮している部分があるとのことですので、御意見をいただければと思います。大きな修正があったのが、2章になります。これまでは4節立てでしたが、3と4を合わせまして3節立てになっております。大きな変化は1と3になります。1に関しましては、順番に変化があったことと、特に新規としてありますように、地方自治体のアウトソーシングに関わって地域委託が進んでいる部分をどのように記載するか工夫が難しいとの事務局の意見をいただきました。3と4が合わせられたことによって、人権及びダイバーシティに関わっている部分になりますが、ここについても意見をいただければと思います。

○西出委員

非営利組織の非営利ですが、括弧でこういう表現はあまり目にしたことがありません。非営利の意味は、営利を目的としないことで、一般的に理解されていると思います。利益を構成員に分配しないとなると、例えば、生協や協同組合を除くことになると思うので、この表現については、他の委員の意見も参考にさせていただきたいと思います。3ページの基本計画の対象のところ、NPOの特徴を備えた団体を目指して活動を進めている団体の表現の仕方が解りにくいと思います。これがどういった団体を指すのか、法人格を目指して活動している団体なのかどうか分かりにくいと思いました。表現を見直した方がいいと思いました。

(3) 社会的位置付けの変化のところ、本文とタイトルが上手く合っていないのかと思いました。もし、タイトルのNPOの社会的位置付けの変化とするのであれば、後半部分のNPOに期待される役割のところ、旧の(1)から削除されている部分が多いが、NPOの社会的位置付けであれば、元々書かれていた社会的役割と可能性の部分で書かれていた社会参加機会や社会的機能としてのNPO、市民セクターの中心的存在、シンクタンクや公共のサービスの担い手の部分も重要になると思いました。

逆に、中身の内容からすると、公共サービスの担い手とか行政との関係での位置づけの変化のタイトルとした方が良いのかと思いました。NPOに今後期待される役割の箇所、削除されている旧の部分が多いですが、とても重要なことが書かれているので、これを削除するのはもったいない気がしました。他

の委員の皆様のご意見もいただければと思います。

○石井山委員

多岐にわたって御意見いただきました。まず、NPOの定義については、生協法人等を排除する表現になりかねないので、検討をということでした。また、第1章の(4)基本計画の対象のところ、もう少し説明が必要ではないかというところですね。(3)社会的位置付けの変化では、社会的位置付けよりも、中身の内容からみると、行政との関係での変化のようなタイトルにした方が、タイトルと中身が合うのではないかということと、社会的位置付けについては、前計画のなかでたくさん記載があったことを削除するのはもったいないのではないかの御意見でした。他の委員の方の意見も少しいただきたいと思いますがいかがでしょうか。例えば西出委員からは、NPOの定義で、修正文案の提案はございますか。

○西出委員

営利を目的とすると書くと、おかしいとの指摘があったが、その営利を目的としないことが、これまでの理解でありました。逆におかしいのかも意見をお伺いしたいです。

○事務局

前回の委員会では、営利を主な目的としないという御意見もあったと思いますが、主な目的としないのであれば従たる目的として、良いのだろうかというのがあります。収益については、当てはまると思うが、非営利組織はあくまで、営利を、従たる目的としてもいけないのではないかの理解がありました。営利というのが、利益を構成員に分配するという点に着目しまして、営利という定義がされているとの理解がありました。そもそも、主たる目的とするか、従たる目的とするかではなく、非営利組織は、営利は相容れない概念なのかと思ひ苦慮した部分になります。

前回の委員の皆様のご視点は、収益をあげて、非営利活動に使うのはいいが、一般の理解として、収益事業をやってはいけないという認識が多いので、そのところの注意点として表記しなければいけないものと認識していました。

○石井山委員

こういった表現にしても見る人によっては、誤解を生むことになると思いますが、そのなかでできるだけ誤解が少ない表現に落ち着けることが必要かと思ひます。

○伊藤委員

事務局の皆さんも苦慮されていることがわかりました。現在の表現からすると、少し違和感があります。確かに収益を上げてはいけないということではないが、収益を上げながら、活動にそれを活かして行くのが、NPOの成り立ちだと思います。ただし、収益をあげることを目的にしてはいけないということなので、(2)の特徴の部分と、表現をそろえた方がいいと思います。新しい言葉として、(1)で定義してしまうと、逆に混乱してしまうかと思いました。

○石井山委員

多少、人によって誤解があるかもしれませんが、私たちが馴染んだ古典的表現、営利を目的としないという言葉を使っていき、その後、誤解が生まれそうであれば別の表現でフォローしていくところですかね。

○伊藤委員

様々な講座などで、この部分は伝えていきます。何か一つの言葉に集約することは難しく、構成員に分配しないのは当然だが、それを色々な視点でちりばめてしまうと、ではNPOは何なのかとなり、きちんと収まりどころがなくなってしまう。儲けることはいいが、儲けることを目的にしてはいけない。そこを文書にまとめられるといいと思いました。

○石井山委員

今日の所は、営利を目的としないという表現に一端は戻させていただいて、今後の議論の中で引き続き考えていくということで行きたいと思います。

○事務局

括弧書きでいいでしょうか。

○西出委員

括弧書きでいいと思います。

○石井山委員

3ページの(4)の表現のNPOの特徴を備えた団体を目指して活動を進めている団体は何を意味するのかですか。

○西出委員

その前の積極的に活動に取り組んでいる団体という表現が必要なかどうか

についても議論できればと思います。

○石井山委員

事務局から御意見ありますか。

○事務局

この部分については、現行計画を移動した形で記載していますが、解りにくい表現となってしまったので再度検討したいと思います。

○石井山委員

ここの趣旨は、法人格を持つ団体に限定しないこと。全体としてNPO活動であれば、含むという趣旨だと思います。そのような意図で文章を整理していただければと思いました。

○伊藤委員

5ページのNPOを取り巻く情勢の(2)の担い手の広がりの中で、前半の文章とワークライフバランスの観点がどうも、文章の繋がりとして解りにくくなっているのではないのでしょうか。そして、さらにワークライフバランスの観点とボランティア休暇に繋がっていくのが表現的に解りにくく感じます。ボランティア休暇とかではなく、多様な参画とその環境が進められるという、そして様々な担い手が入ってくるという意味合いになると思います。その点についても他の委員の方の意見をいただければと思います。

○宗片委員

最初は、このワークライフバランスの観点から企業がボランティア休暇を導入するというような、つまりNPO活動の担い手の広がりの中の一環として、企業も取組を進めているという表現ですが、ここの部分は、後段に、女性の活躍に触れている部分も有りまして、女性の担い手をもっと広げていきたいという文章が入っていますが、そうすると、どうしても女性の力だけが特化されてしまう心配があります。企業で働く男性の方が、NPO活動への参加が難しい現実があります。ここであえて、働く男女が活動しやすい環境作りに向けたボランティア休暇の導入の表現を具体的にいれた方がわかりやすいと提案し、記載いただいています。

特に、担い手として注目されている若い人達、地域の人達もかなり動きが加速しているにも関わらず、企業の中には必要性が言われていても、現実的に難しいというのがあります。企業から、活動に参加する時に参加しにくいという表

現も記載されているため、ここにその表現を入れていただきました。繋がりが難しいというのは、どの辺りになりますか。私の話した趣旨で表現するとすれば、どのように表現していけばいいでしょうか。

○伊藤委員

そういった趣旨であれば理解はできます。一文が長く読みにくくなっていると思います。様々な活動の担い手が、企業でも地域にもあります。その中で企業であればプロボノやワークライフバランスの導入もあって、ボランティアへの参加のしやすい環境を作っていないと行けないこと、地域でもアクティブシニアの参加、若者という観点での就労の場などが、どんどん出来ていることを言えば良いと思います。

○宗片委員

男性を特別出さなくても良いと思っていますが、ここで男性と表現しておかないと、アクティブシニアも若者も解るが、一番のネックは働く男性達だと思っています。この男性達が社会活動に参加をするというところをどこかで強調したいと思い記載していただきました。

○伊藤委員

男性も女性もという観点は記載することは良いと思います。そういった方々の男女の参画のしやすい環境は記載した方が良いと思います。文書の作り方が解りにくくしていると思います。

○宗片委員

前後の文脈で難しいことがありますかね。

○鎌田委員

ワークライフバランスを考えたときに、ワークライフバランス＝イコールボランティア活動にはすぐにはならないと思います。伊藤委員がお話しされたように、文章の表現の仕方になると思いますが、人によって読み方、捉え方も変わってくると思います。私たちの年齢の働く男性がボランティア活動に入っていくのは大切なのはわかりますが、それをどうやって分かっていただくかですね。ワークライフバランスイコールボランティア休暇の導入というのはいきすぎているかなとは思いました。

○宗片委員

ワークライフバランスは、確かにボランティアをやるだけではないですね。家事や育児も様々な部分でのワークライフバランスですね。ここは、ボランティア休暇、社会活動も一つのワークライフバランスの要素であるわけですよ。地域活動も含めて、そういった意味でワークライフバランスの観点からとなっているので、その考え方から働く男女もボランティアができるような環境作りが大事だという表現になっていますが、飛躍しているでしょうか。

○石井山委員

(1) では、大震災があったこともあり、サービスの担い手としての期待があるが、そういう側面だけでなく、一人一人にとって、個人の生き方として社会参加をすることで、達成感を得る生き方が広がってきています。そういう見方をした時、実は企業で社員が社会参加から閉ざされてきていることを問題として考えていかなければならないことが大事ではないかと思いました。ここは、そういった趣旨ですね。そのあたりを意識しながら、(2) の文書については、大きく見直していただければと思います。

○石井山委員

(3) NPOの社会的位置付けの変化のところで、西出委員から意見をいただきましたが、(3) の前段部分は市町村合併などに伴って進んでいく、民間委託や地域委託の中でNPOが行政との主要なパートナーに成りつつあります。その関係に関しては、発注者と受注者の関係で、NPOが必ずしも有利にはならない可能性がでてきている。そのことを説明するこの節のタイトルは、行政改革とNPOという文脈の節のタイトルにした方がいいかと思いました。後半にある部分は、NPOのファンドの獲得の仕方に新しいチャンネルできたという話で、別立てしてもいいかと思いました。大事なポイントにはなるので、記載は必要だと思いました。

後、第2章の中で、前計画から今計画の間の社会情勢の変化の中で、一番大きな問題が、自治体消滅が議論されるような地方の過疎化であり、政策的には地方創生が言われている現状であり、地方が厳しい状況にある中で、そこを前進させていく、生業をたちあげていく中でも、NPOに期待がでてきています。そういった論点をどこかに入れていくことも大事かと思いました。

○甲山委員

(3) NPOの社会的位置付けの中で指定管理者制度の部分があるが、10年前であれば行政改革の中で、NPOが公共事業を担っていくかが話題になり、取り組まれてきた10年であったと思いますが、現在は、公共施設自体の老朽

化や遊休施設を活用しているのに、建物の老朽化や耐震化の問題のとともに、NPOが指定管理を出来なくなるような事態が全国で起きています。ここに書かれているような行政からの委託や指定管理で財政的な基盤強化が図られているよりは、3年や5年の短いスパンでの契約のなかで、それに頼ってしまい、NPOの財政基盤を強化する取組が遅れてきており、その弊害が現在出てきています。

現在の素案の表現では、10年前の小泉改革の後の、これから公共サービスをNPOが新たに担っていくという希望的なものからは感覚がズレてきていると思います。違和感があります。その中でも、10年間事業を沢山やらせていただいて、NPOの存在感や認知度は上がって来ているので、信頼感も上がってきた部分と、しきれなかった部分と様々な事例はありますが、これからは地方が、どう存続していくのかの中で、これまでの10年間のNPOと行政との関わりの中で、新しい繋がりや、やり方を探していく時期となり、未来に向けた希望が見える書き方になればいいのではないのでしょうか。

○石井山委員

実態としては、委託の関係の中では、窮屈であったり、先が見えなかったり、発展が見いだせない厳しさがあるようですね。そういった課題を多方面から指摘されていることだと思いますので、現状認識として、その部分はきちんと押さえていただければと思います。委託や受託の關係に留まらない発展をNPOと作っていくという希望的な書きかたが大切かと思いました。そういったところで明るさをだしていくということで、表現の工夫をお願いしたいと思いました。

○鎌田委員

NPOの存在意義が高まっている話は間違いないと思います。昨今、地方創生の話が言われていますが、UIJターンの話で、いかに若者を戻ってもらうかどの県も積極的に取り組んでいると思います。今後は、その担い手にNPOがなるのではないかと考えています。甲山委員がお話されましたが、指定管理と委託事業に頼らないNPOも増えているのも現状だと感じています。指定管理もいろいろ問題があることも充分知っていますが、中間支援組織の方々が、今後地域に戻ってきた方と協力しながら、地域を守っていく活動をするNPOを立ち上げていく。そのことが中間支援団体の役割にもなると思っています。甲山委員がお話されたように、今後、NPOに求められるものがさらに高くなっていくと思います。NPOの担う役割が非常に大きくなりますよということが、今後残るような表現にさせていただくといいのではないのでしょうか。

○石井山委員

コミュニティの持続を展望した時に、若者の定着も含めてNPOに活用，発展，可能性もあるのではないかとということです。

○鎌田委員

受け皿になるということを文言で入れていただくといいのではないのでしょうか。岩手県の担当部署の方がお話していましたが，将来のNPOに期待することは，雇用の受け皿になってほしいということでしたので必要なことだと思います。

○石井山委員

例えば，西出委員からご指摘されたところ，NPOの目標とするところで，普遍的な部分については，あえて削除して，現代的な踏み出しの部分だけに特化した形になっています。そのような取捨選択でいいのかということも議論しなければいけない部分はありますが，一端，2章についてはここまでにさせていただいて，次の章を検討するなかで，振り返っていきたいと思います。

○事務局

第3章「基本計画の見直しの視点と基本理念等」について御説明します。

「1 基本計画の見直しの視点」についてです。「(1) NPO活動を促進する体制の充実」については，前回は踏襲しております。県内のNPO支援施設のネットワーク化を図る部分を新たに追加しております。

「(2) NPOについての理解の促進」については，前回は御意見をいただいた部分として，行政，住民，企業において理解を深めていくためにできることを追加記載しております。「(3) 自立した活動を継続していくための支援」について踏襲したかたちとなっております。①～④につきましては，前回は①人材の育成，②ソーシャルビジネスの活用，③寄附文化の情勢，④ボランティア文化の醸成としておりましたが，前回の委員会で御意見をいただいたように前半に人に関すること，後半をお金に関することとして，①人材の育成，②ボランティア文化の醸成，③ソーシャルビジネスを活用した財政基盤の強化，④寄附文化の醸成と順番を変更しました。②のボランティア文化の醸成については，関心の高まりと制度整備が進んできているが，抵抗感もあることから，働く男女が活動しやすい環境づくりを進めることについて説明しています。③については，前回の意見でソーシャルビジネスの「ビジネス」という言葉が強すぎるとの御意見がありましたので，検討事項でも説明しましたように，ソーシャル

ビジネスの最後に「活用した財政基盤の強化」として表題を加えております。(4)から(6)の表現については、前回の叩き台の表現を踏襲した形となっております。

2の「基本計画における基本理念についてですが、基本理念につきましては、事務局でも叩き台をいろいろ検討してみたのですが、目指すべき姿を言い表すものとして、現行計画の基本理念はいまだ有効であることから、今後、皆様の御意見をお聞きしながら決めていきたいと考えております。

「3 基本方針と施策の柱」につきましては、基本的に現行計画を引き継いだ内容となっております。まず、二つある基本方針の一つを「NPO活動の促進」とし、「NPO活動の促進体制の整備」及び「NPOの自立と発展の支援」を施策の柱として掲げています。また、もう一つの基本方針を「多様な主体とのパートナーシップの確立」とし、「NPOと行政とのパートナーシップの推進」及び「NPOと多様な主体とのパートナーシップの推進」の二つを施策の柱として掲げております。

○石井山委員

基本方針ですので、大事な章になると思います。現段階では、現在の計画を踏襲していると思いますが、中身についてご審議いただければと思います。

川村委員

③ソーシャルビジネスの活用の部分で、寄附や行政からの助成に頼るのではなくという表現になっていますが、寄附や行政からの助成を得ることが悪いことではないと思いますので、～行政からの助成「のみ」に頼るのではなくという表現にさせていただければと思います。

事業収入を自ら生みだしていくことの重要性については賛同していますが、寄附という形で、多くの市民から賛同を得ることや、助成金を得て先駆的な活動にどんどん踏み出して行く役割もNPOに期待されることかと思っております。ここでは多様な財源構成を持つことが重要という趣旨だと思しますので、頼るのではなく、のみに頼るのではなくとしたほうが良いと思います。この表現だと、活動資金を寄附や行政に頼ることが悪いと受け取る方もいると思いますので、そういう提案をさせていただきます。

○伊藤委員

見直しの視点の中で、(3)自立した活動を継続していくための支援において、4項目あるが、組織の基盤の高揚や組織運営や事業運営をより強めていくことは、ここに記載されなくていいのかと思いました。新しく文言を加えてくださ

いというお願いですが、人とお金があるのであれば、それを動かしていく力も継続していくのには必要かと思いました。組織基盤の向上でガバナンスやマネジメントで力を付けていくことも追加していただけると助かります。

○事務局

御意見ありがとうございます。施策の方では、指定管理の事業などを通じて団体のマネジメントやガバナンスは記載していますが、意見をいただいたように見直しの視点の中で、人材や財政だけではなく、そのガバナンスやマネジメント力の向上は記載されているべきだと思いました。

○事務局

ボランティア文化の重要性をご指摘いただきまして記載しておりますが、記載する上で重要な視点がありましたら御意見をいただければと思います。また、寄附文化の醸成についても、普及啓発の部分しか記載できておりませんので、有効なものがあれば御意見をお願いいたします。

○石井山委員

ボランティア文化と寄附文化は、従来の計画になかった、企業社会に対してのアプローチになるかと思えます。いかがでしょうか。具体的に計画にどのように落とし込んでいけるのか。意見を申し上げます。

○川村委員

寄附文化について、寄附をする側への働きかけとしまして、寄附の啓発などが有効かと思えますが、寄附を受け取る側の団体には、領収書の発行など適切な会計処理ができるか、寄付者の個人情報適切に管理できるかといった部分の基盤強化が挙げられます。これらは、すでにゆるるさんが行っている会計講座などにつながる部分で、寄附文化の醸成の項目を上げていただくのであれば、施策の方では、基盤強化の講座や研修の充実に繋がっていくのかと思いました。

○甲山委員

ボランティアに関して、ボランティアの受入するNPO側も受入体制が整っていない現実もあります。ゆるるの方でも高校性向けのボランティアプログラムがありますが、受け入れるための建物や空間も必要ですし、受入の人員の確保などを考えた時に、きちんとNPOが人を受け入れて、来たボランティアさんは遊びに来ている理由ではないので、自分は社会の役に立っているという、お金ではないものを求めているらっしゃいます。そこにいかに応えて行くかが出

来ないと、来ていただいても信頼を失って帰って行くだけの結果になってしまいます。団体の側もボランティアを受け入れて行くような体制を整えることが一つ大事なことになります。もう一つボランティアを企業と組むと、企業の側からすると、社会貢献に協力いただく視点も高いですが、NPOによって現場を知ることによって社員研修になります。人を育てる力がNPO側にいろいろな意味で必要ではないでしょうか。

ボランティア文化が、NPOが助けられるだけではなく、ボランティアとしての繋がりを作る事によって、社会に人が育っていく場をきちんと提供していただける関係性を作っていく方向性で持っていけたらいいと思いました。

○石井山委員

社会や企業の側に求めるだけではなくて、NPOが受け止める力を備えることがまず大切であるということですね。そのためにも、教育力をNPOが持つ。インターンシップなどを受け止められるように、条件整備を進めて行くことが新しい計画に向けて大切になると思って聞いておりました。

○鎌田委員

寄附文化のところで、川村委員の発言がありましたが、NPO自体からもっと情報発信していくべきだと思います。自分達の活動を発信していかないと市民には響かないと思いました。NPO自体の情報発信力を高めることが寄附文化の醸成につながるのではないかと思いますので、盛り込んでいただければと思います。

○石井山委員

さきほど、伊藤委員からありました組織力のところと重ね合わせてだしていただくのがいいのかと思いました。

○宗片委員

ボランティア文化の醸成もそうだが、NPOからの発信とコーディネートするところと、そして企業側のそういった社員の派遣をするという、3者のコーディネートするところが大切だと思います。そういった、それぞれの立場が機能することで、ボランティア文化が発展していくのではないかと。企業側だけではなく、受け入れる側も、そこを上手くつなぐ人達も必要ではないかと思いません。

○石井山委員

中間支援の立場の人達ですね。

○宗片委員

繋ぐ立場の人達が上手く両方をマッチングさせることも大切だと思います。

○甲山委員

その辺を少し，第3章1項あたりに，加えていく必要性が出てくるということでしょうか。

○石井山委員

新たな中間支援のあり方については，節や項はありませんので，出していく必要があるかということですね。

○西出委員

ボランティア文化や寄附文化は時間がかかります。企業に対する働きかけを書くことも大事だが，学校や大学などの教育機関についても表現を加えてもいいのではないのでしょうか。

○石井山委員

3章には，教育機関についての記載はなかったですね。さきほど，出していた人々を育てる力を強調するうえでも，大学や学校などとの協力関係を，基本理念にも入れてもいいのかと思っておりました。

○伊藤委員

寄附文化の醸成のところは，企業から認定の法人だけでなく，活動自体に共感して寄附をすることもあるので，色々な形があって良いと思います。そこで，5ページ記載のあったクラウドファンディングなどの新しい寄附の手法について知っていただくことも広げていくことをすることによっても醸成されていくのではないかと思います。そうして，様々な手法をもちいたことを発信していくことも大事ではないのでしょうか。

○石井山委員

この章については，追加していくことが多くなりそうですね。3章については，4章に関わる部分もあるかと思しますので，次に4章に入りたいと思います。

○事務局

「第4章 施策と事業」につきましては、第3章でお示しした基本理念等の実現のために、今後取り組んでいく事業を具体的に説明しています。

基本方針1「NPO活動の促進」の、施策の柱1「NPO活動の促進体制の整備」に関する施策「(1) NPO活動促進中核機能拠点(みやぎNPOプラザ)の機能の充実」につきましては、NPOプラザの中核機能拠点としての基盤整備機能と広域的促進機能の充実に図るとともに、指定管理者制度によりNPOの主体性を尊重した運営に努めることとしています。「(イ) 基盤整備機能」としては、①情報収集・提供機能、②相談・コーディネート機能、③調査研究機能、④活動拠点等提供機能がその内容となります。「(ロ) 広域的促進機能」につきましては、みやぎNPOプラザの基盤整備機能を活用し、各地域における学習機会の提供など広域的な活動を行うものです。「(ハ) NPO主体の運営」につきましては、利用者のニーズに即したきめ細かなサービスの提供のため、NPOが管理・運営する指定管理者制度を導入するとともに、学識経験者、施設の利用者、NPOや中間支援組織、県の関係者からなるみやぎNPOプラザ運営評議会を設置し、運営や基本方針、事業の実施に関しての審議を行うものです。

なお、(イ) から (ハ) につきましては、現在指定管理と今後の事業の可能性について聴き取りを実施していきたいと考えております。「ロ 地域のNPO支援施設の機能の充実と連携」、「ハ 中間支援組織等への支援」につきましては、前回の叩き台を踏襲した形となっております。施策の柱2「NPOの自立と発展の支援」につきましては、「(イ) NPOへの理解の促進」のために、1点目としまして「NPO及びその活動に関する広報等啓発・情報提供」、2点目としまして「NPOによる情報公開・情報発信の支援」、3点目として「認定NPO法人への移行促進」を掲げております。「ロ NPOが必要とする情報の発信」につきましては、NPOが活動する上で必要となる各種助成金や、他のNPOの活動情報等を引き続き提供するものいたします。「ハ 人材の育成等」につきましては、前回の叩き台の表現を踏襲しておりますが、④多様な人々の参加促進についての、2段目の「また、NPO活動の始め方」の部分については、前回は、「イNPOへの理解の促進 ①の広報等啓発・情報提供」の欄に記載しておりましたが、そこから移動しております。「ニ 財政的な支援制度の充実」につきましては、「活動資金の支援」、「県税の優遇措置」、「ソーシャルビジネスと活用した財政基盤の強化」、「寄附促進の仕組みづくり」、により推進することとしております。「ホ NPO活動拠点の確保」につきましては、引き続き、活動拠点が必要なNPOに県有遊休施設を貸し付けるほか、市町村等の取組も支援

していきます。

続きまして、基本方針2「多様な主体とのパートナーシップの確立」の施策の柱1「NPOと行政とのパートナーシップの推進」についてですが、現行計画の「情報公開と政策プロセスへの参画促進」、「政策立案への参加機会の拡充」、「各種審議会委員の公募の推進」により進めることとしております。「ロ 協働の推進」、「ハ 中間支援組織との連携」につきましても、これまでと同様に取り組んでいくこととしております。「ニ 東日本大震災復興活動における協働」につきましても、多様な主体をサポートする体制を構築することとしております。「ホ 市町村への協力・支援」につきましても、②の「情報提供等」の一部など文言は修正しておりますが、基本的には、現行計画を引き継ぐ形としております。

施策の柱2「NPOと多様な主体とのパートナーシップの推進」に関する施策につきましても、引き続き、議会、企業、教育・学術研究機関、その他公益活動を行う団体とNPOとの連携やパートナーシップの形成を推進することとしております。

○石井山委員

第4章について、事務局で懸案事項としている部分がありますか。

○事務局

4章は施策となります。力を入れて行きたい部分は協働になります。行政や企業などの多様な主体とNPOとの協働を今まで以上に推進していくことに力を入れていきたいと思っております。さきほどからの議論でもありますように、寄附を始めとして、市民にNPO活動が理解されるような情報発信力の強化の支援に力を入れていきたいと思っております。

○石井山委員

具体的には、どのような事業となって現れていますか。

○事務局

事業としましては、例えば、でNPOへの理解の促進というところで、県なども支援して情報発信に努めていくことと、その下に記載のありますNPOの情報公開や情報発信を積極的に行うための支援に力をいれていきたいと思っております。ソーシャルビジネスや寄附促進の部分についても、普及啓発の部分だけの記載となっておりますが、さきほどの議論も含めて、NPO側にも寄附促進のための取組をしていただくような部分があるかと思っております。さきほど、話

しました協働の支援の部分であれば、協働しやすい環境作りといった部分で一層の協働を進めていく部分になるのかと思っております。

○伊藤委員

協働の部分で、21ページですが、NPOの行政への参加機会の拡充に向けての部分で、NPOばかりが行政へ協働をするために取組をするような文言にとられるので、少し見直しをお願いしたいと思います。また、政策プロセスへの参加を参画にさせていただくと踏み込んで一緒に色々考えられるイメージかと思いました。

それから協働を進める上では、NPOだけからの提案だけではなく、お互いの課題を持ち寄って対話ができ、そこから知恵を出し合うようになっていく、対話の場が必要かと思いました。それが、28ページの具体の所に記載されているので21ページのイのところに、そういったところも踏まえて対話ができる環境作りなども入れていただくといいのかと思いました。

○事務局

協働のフォーラムを実施するなど、行政とNPOに集まっていただき、お互いの相互理解を図っていく姿勢が大切だと思っておりますので、この部分は引き続き重要な視点と思いながら、具体的な施策につなげて行ければと思います。

○甲山委員

最近では、企業の方がNPO寄りといいますか、社会貢献や地域貢献などや復興のための起業などで、かなり地域を良くするとか、社会を良くするといったアプローチでどんどん企業が売り出してきている中で、NPOと企業の違いは何なのか、冒頭のNPOをどのように表現するかの話にもなってきますが、そうやって文章を見たときに、NPOという言葉地域の中小零細企業と置き換えれば、メニューとしては変わらないものが並んでいます。それは、もちろん必要なことですが、NPOがNPOでなければ成らない理由としては、運動性や市民性があります。

活動するために集まっているわけではなくて、解決したい問題があつて、その社会をこんな風に変えていこうとする市民の自発的な思いから出ています。ともすれば、NPOの発展と会社会的な活動をしなければ継続できない組織として運営できないという、これまでの流れの中で、NPOが企業化していくことは必要ですが、ある意味、企業と対等にやっていけるだけの組織力や運営力は必要ですが、やはりそこは、企業でないベースとして忘れてはならない市民性

や運動性など、そこをどう育んでいくか、伸ばしていった皆さんに関わってもらえるかという部分でのアプローチが記載できないものかと思って皆さんに御意見をお伺いしたいと思います。これは、意見ではなくお願いです。

○石井山委員

確かに、原案は、中小企業に置き換えても意味が通じてしまうということですね。今日の議論をとおして、県の事業としての新た踏み出しとしては、一つには、鎌田委員が何度か出している地方創生の中で、どういた支援をしていくのかが新しいポイントになるのかと思いました。もう一つには、多様性と人権に関わっては、見えにくいところで人が行きづらさを感じているその方達をすくい上げる社会的包摂のところに踏み出しているNPOが、特に県の遊休施設を借りている団体などに現れている、そうした取組を大事にすることではないかと思っておりました。こうした、特にこれからの時代に大事な取り組みを行おうとしているところに、とりわけ支援していくとか、育てていく、といったものが見えても良いのかと思いました。

○川村委員

25ページのハ人材の育成の部分で、NPOで働くスタッフの育成の部分と、NPO活動にボランティアなどで参画する人々の参加促進というふたつの要素に触れられており、運営側と参加する側で施策を書きいただいているが、④の多様な人々の参加については、ここを運営側のスタッフに置き換えてそのまま読むと、NPOではこういう人達でないと働けないのかという解釈になる。待遇の面やキャリア形成などに課題は多く、いまだNPOは働く場として選択されにくい実情があると感じています。これは宮城特有の問題ではなく全国的な問題であり、県の基本計画のなかでどこまで触れるかは議論があると思いますが、NPOで働くスタッフの雇用の問題にも取り組んでいかねばならないと思います。人材育成や雇用についての講座などで、スタッフの側にも焦点をあてるようなことも盛り込んでいいのかと思いました。さきほど、NPOには雇用の受け皿としても期待したいというお話もありましたが、現状は、NPOの人材はなかなか定着しておらず、それはNPOでは生活ができない現状があるのもひとつの原因だと、さまざまな団体と接して感じています。一方で、NPOのスタッフに期待される役割はかなり高度であると思います。多方面との連携に必要なコミュニケーション能力や、会計管理や情報公開など、高度な事を求められているにもかかわらず、待遇などの面が整わないことについても、ずっと議論されていることだとは思いますが、何かしら触れられるといいと思いました。

○石井山委員

NPOで働く待遇の厳しさに焦点を当てて項目立ててもいいのではないかと
いうことですね。

○伊藤委員

今の川村委員の発言は、確かにそういったNPOで活動していく職員やスタ
ッフの支援の形が必要だと思えます。そこが強くなることで組織の基盤や就労
の受け皿につながると思えますので、どこかに盛り込めればと思います。

もう1つは、埼玉の問題があった事もあり、やはり、行政や指定管理者など
の信頼関係や密な情報共有は必要だと思いました。そういったことをきちんと
言えることできちんと説明ができたり、納得できることに繋がると思いま
した。23ページのNPO主体の運営では、NPOのノウハウなどを充分いかして運
用することは、大事なことでこれからも推進しなければならないことだと思
いますので、信頼性の構築は入れておいていただいた方が良くとおもいま
した。それから、もう一点ありますが、27ページの遊休施設の関係では、継続で
これからも進めていただきたいと思います。地域の中で必要な場となっている
NPOが地域の課題や社会の隙間の問題にきちんと手が差し伸べられる対応の支
援策として、きちんとその場が有ることが大事だと思えますので文言を入れて
いただければと思います。さきほど、社会的包摂の言葉もでましたが、この場を
使うことで応援されていくことになると思えます。

○事務局

1点目の指定管理者との行政との信頼関係は大切だと思っております。みやぎ
NPOプラザの関係に限定されますが、運営評議会を設置しており、プラザの
運営について県としてできる部分について対応していくこととしております。
月次の報告会も実施しており、毎月のプラザの運営について報告をいただき、
できることは対応していくこととしております。さきほどのお話は大事な視点
だと思えます。信頼関係、協力関係を持つていくことは大切だと思えます。

活動拠点については、現在行っているNPOの拠点づくり事業は継続してい
くつもりです。また、市町村にもこの取組を普及していき、市町村でも拠点づ
くりを進めていただくことについても力を入れていきたいと思えます。

また、NPOスタッフの待遇の問題についても、素案の中で実態調査の結果
を記載していますが、有給の常勤職員がいる団体はありますが、これは、介護
保険などの安定的な収入がある団体の話なのかと思っております。その他の団
体については有給の常勤職員を持つことは難しく、無給の方や役員の方が事務
を兼ねていたりする部分があると思えます。スタッフの方の処遇改善について

は資金運営の中で、財源基盤の強化や事務局体制の整備などについて支援させていただいて、結果としてスタッフの方の待遇改善につながるのかと思っております。県の施策として直接的に雇用されているスタッフの待遇改善の施策は難しい部分がありますが、大事な部分になりますので、団体の体質強化の部分から、スタッフの待遇改善につながるかと感じております。

○石井山委員

なかなか難しいですね。お互いに問題意識を共有することがまずは大切ですね。

○甲山委員

人材育成についてですが、書かれているとおりでとは思いますが、継続的な活動に必要な講座の開催などで、NPO制度ができたころの初期創設期の団体では、多くの団体が世代交代期を迎えている。50～60歳ぐらいで立ち上げて活動してきた団体の世代交代の時期を迎えています。しかし、今までNPOが制度として新しいので、そういった事例は少ないです。後継者を育てるといふ部分でとても苦勞している現状がある中で、どのように次世代のリーダーを育てていくのかについてサポートができるのかが、一つの大きな役割だと思います。何かそのような部分を人材育成の中に記載できないかと感じております。

○石井山委員

一個人の意見ですが、中期的な重点目標を特出することも必要かと思えます。例えば基本方針NPO活動の促進が、施策の柱が2つで構成されていますが、それを3つにして、重点戦略のようなものを別に記載する。例えば、その中に、過疎地域におけるコミュニティビジネスの問題、社会的包摂の問題、NPOの次世代育成の問題など、大事な課題で有り、新しく踏みだしてもいいのではないのでしょうか。それを出すことによって、このNPO計画が何を目指そうとしている計画なのか、目的の部分を読み手に対し、より明確にすることができるのではないのでしょうか。

○事務局

資料2の概要を御覧下さい。重点取組を少し記載させていただいております。ただし、まだ素案には上手く反映できていないのですが、新しい計画を策定するに当たって、特にこの部分について新たに力を入れて行きますという部分もありますので概要に掲載させていただいております。

○石井山委員

似たような事は、考えていただいていたということですね。具体的な踏み出しについては、3章や4章に入ってくるということですね。次回の会議において重点的に議論する部分になるかと思えます。次に5章に入りまして、総括的に議論していきたいと思えます。

○事務局

第5章について御説明いたします。「基本計画を推進するための体制づくり」ということで、県の推進体制などについて説明する部分になります。「1宮城県民間非営利活動促進委員会」につきましても、現在も委員会の皆様からの提言だけではなく助言もいただいておりますので、「助言」を加えております。「2庁内におけるNPO活動の推進体制」は、「震災復興計画におけるNPOの位置付け」を加えております。現在は震災復興計画においては再生期であり、発展期へ向けて取り組んでいるなかで、多様な活動主体の一つとしてNPOも位置付けられております。「(2)NPO活動促進庁内連絡調整会議等の開催」、「(3)地方機関におけるNPO活動の促進」、「(4)NPO関連施策の実態の把握と推進」につきましても、前回案を踏襲しております。「(5)職員研修の実施」につきましても、NPOとの交流の部分で具体的に現場研修と記載を一部変更しております。「(6)国への政策提言」、「3市町村との連携」、「4基本計画の見直し」につきましても、前回の叩き台案を踏襲させていただいております。第5章につきましても、以上でございます。

○石井山委員

全体を通して御意見をいただいても構いませんので、御意見をお願いいたします。

○鎌田委員

公庫に融資のご相談にいらっしゃった方から、活動資金確保をしたいがどのようにしたら良いかと相談を受けたことがあります。助成金の活用に関する情報確保ができていない方がいらっしゃいました。社会保険労務士に聞くと、NPO団体に限っては助成金についての情報を集めている団体が少ないとおっしゃっていました。NPO制度が平成10年にできて、かれこれ20年ぐらい経っています。そういう背景もあり、民間の営利企業と同じく事業承継の時期に来ている団体が多くなってきているのも事実だと思います。私個人の印象ですが、東北地区は、事業承継に対して前向きではないように感じています。70歳や80歳でも社長を続けている方もたくさんいらっしゃいます。NPOも事

業承継という波を越えていかなければならないのですが、事業承継セミナーを開催した際にNPO団体はほとんどお越しいただいておりません。セミナーに来ていただいて、事業承継の重要性に関する話を聞いていただいて、活動を次世代につなげていただければと思っております。今後は、NPOは有給職員を確保するために、どのように運営していくのかが一番のネックになるのではないのでしょうか。

○石井山委員

一般企業の中では、組織の新陳代謝や次のリーダーを育てることについて意識的な研修プログラムがありますよね。

○鎌田委員

私たちは、そういったことを商工会などの団体を通じて支援しています。NPOはまだ商工団体のくくりにはされていませんが、10月から信用保証が始まったように、今後は、各商工会もNPOを支援していかなければならない時代が来ると思います。受け皿となる商工会がNPO支援に関する経験を積んでいないことも事実であります。商工会は事業承継に関する支援は積極的に取り組んでいると思います。NPOの方々が商工会に気軽に相談に入っていけるような形を作るべきだと思いますし、NPOの方々も営利、非営利の違いはあると思いますが、後生に残していかなければならない活動だと思っておりますので、新しい発想で事業承継に取り組めるようになるといいと思いました。

○甲山委員

民間では、プログラムがあるのであれば、それを一緒に学ぶチャンスでありますし、それをNPOとして対応していくことは、いいアイデアをいただいたと思えました。NPOならではの課題として、NPOの役員は2/3は役員報酬なしでボランティアとして経営に携わなければならないので、その役員を確保するのも苦労しておりますし、どれだけ多様な方々がノウハウを持った方がきちんと経営に加わっていただくことで、NPOの経営が安定しより良い活動ができるかが大切なポイントになると思います。

地方の組織でも、色々な社会保険労務士や会計士などの専門知識を持っている方に無報酬で役員として月1回の会議に出席いただいているが、支援が縁あって得られている団体と知識がなく手探りで組織を運営している団体では、スタート地点から大きく違うのが相談などを受けていても感じます。1人でも経験がある団体であれば、それなりにきちんとしているが、相談に行くことからハードルが高い団体では大きく違うと思います。遠いところからプ

ラザに来るのも一つのハードルですので、そういった部分で、場を提供することと、専門家でも社会に貢献したいと思っておりますが、自分がどこを応援するのか、NPOの情報がないということですね。

NPO側も、もっと情報発信していく必要もあるが、きっかけづくりは積極的に仕掛けていくことで作れると思いますし、そういった貢献をしている人を表彰するような機会を設けていただけるとも、大切ではないでしょうか。次世代リーダーを継承する人の負担や重みも楽になるのではないのでしょうか。全てを背負わなければならないと思うと大変ですので、そういったことを少しでも和らげる何かができれば良いと思っております。

○石井山委員

そういった貢献を評価する仕組みを作ることでだいぶ改善されるのではないかとということですね。非常に有効なアイデアかと思えます。

○宗片委員

今回の計画の対象というのが、いわゆる活動の内容に応じてですが、町内会などを含めているわけで、NPOも幅が広い対象になっているわけで、それこそ、経営能力が問われるNPOから、まだまだそこまで至らないNPOなど、たいへん幅が広い対象になるわけですが、NPOによってどういったプログラムが必要なかを判断して提供していく必要があるのかと考えていました。

もちろん、次世代の育成はどのNPOには共通していることですから、人材育成については、スタッフもそうですし、次世代の人材もそうですし、参加する新たな人材など、一括したプログラムが有効なのかと大変に難しいところだと思います。きめ細やかなメニューをプログラムとして用意していくことも必要ではないかと感じております。有給スタッフについてですが、施設指定管理においても、経費節減のための委託のニュアンスもあるわけで、実質は、NPOに働く人達の賃金は安いと思えます。

そこで、継続して長く働いていくのは難しいです。人材は固定しません。毎年頭を痛めることになります。そこを改善していくこともNPOの大きな課題だと思います。有能な人材であれば、ある程度の3年なら3年で、次の職場に移っていくことが多い例でもあります。そういった有能な人材が、しっかりとマネジメントまでできる力を付けて、根を下ろしてもらいたいような道筋を作りたいというのが、社会的課題に取り組んでいるNPOであればあるほど、人材の養成はあると思えます。人材の種類も様々であることも含めて考えていかなければならないと感じております。

○川村委員

事業継承に関して、少し違う見方も必要かと思ひ発言させていただきます。NPOは創業者の方や創業メンバーの思いが強く立ち上げられているので、次世代の引き継ぐ方が、その思いや事業形態をそのまま引き継いで継承するのは難しいのかと、傍から見ていて思います。次世代は、解決したい社会課題があり、強い思いを持っているような場合は、独立して別の団体を作っているケースを拝見することが多い。引き継ぐ側と引き継がれる側で思いの違いがあると思ひました。

一方で、実績のある団体を引継ぎ残すことは、重要なことだと思ひますので、事業継承という部分も含みつつ、一から活動を始めたり、組織を立ち上げる人達の支援、についても大切かと思ひて伺っていました。

甲山委員が話されたように、専門家の方や企業人でも、いきなりNPOでボランティアをするのは敷居が高いが、何かしらで関わりたいと思ひている方は多いと思ひますので、人材のマッチングの場を、県の方で主導しながらイベント的に作っていただくと、きっかけとしては参加しやすいのかと思ひました。そういった機会は、一つ一つの団体ではなかなか作れないと思ひますので、ゆるるやせんだい・みやぎNPOセンターなどとの連携で一般の方が参加しやすい場を作る事で支援人材の確保につなげることも形としてあるのかと思ひました。

また、宗片委員からNPOや町内会など課題が複雑で個別の対応が必要だとの意見がありましたが、県の別の事業で行われているアドバイザー派遣型の研修が参考になると思ひます。塾のような集合型の研修ではなく、家庭教師のように講師が団体に出向いて、それぞれの団体特有の課題に対応し、事業計画を作ったり、会計支援を行うといった仕組みがあると、課題の解決に向けて特化した指導を受けられることで効果的なのではないかと思ひました。

○事務局

多様性と人権のところの対応をどのようにしていけばいいでしょうか。

○石井山委員

皆様の御意見をいただければと思ひます。

○石井山委員

ここの表現については、「社会的包摂」とした方が収まりが良いのではないのでしょうか。県の遊休施設を活用して活動している団体のお話をしましたが、そうした活動に学びながら感じるのには、見えにくいところで落ちたり、孤立した

りしている人たちが、そこから引き上げられて行くためには、かなり創造的な仕組みが必要だ、ということです。そうした創造的な営みとして、NPOを捉えることが大事だと思います。そういった形のNPOには、財政的基盤が弱い部分は拡充していくことや、アイデアを持っていても形に出来ない場合には、支援を厚くしていくなど、支援の重点を作っていくことで文章の意味が構成されればいいのではないかというのが、個人的な提案となります。

○川村委員

個人的な意見としまして、他の部分の書き方と比較すると、この部分だけ踏み込みが深いと思いました。特に、国籍や文化が異なる人々に触れられている部分について、とても重要な視点ですが、外国人の方が多地域計画であれば、こうゆう書き込みもしっくりくると思いますが、県の計画において、ここまで踏み込むのはどうかと思いました。石井山委員が話されたように、社会福祉的な意味合いでの社会的包摂であれば、文章を検討した方がいいのかと思いました。

○伊藤委員

文章の思いは理解できますが人権や国籍を、NPOの活動する人達が意識を持たなければならないとなるとすごく重くなってしまいます。その中でも、一つでも課題や意識や認識がある人達が、アクションを起こせる間口があれば良いと思います。(2)のテーマは多様な人々の参加促進なので、様々な問題を抱えている人、それに気づいた人、別な問題だけど気になることがあるという人達が、何らかの間口があって、アクションを起こせる環境づくりが大切だと思います。ここに書いてあることも、ある社会の中でそういった課題意識を持てる人達がより多く増えれば良いことだと思います。活動する人々が、このような意識を持ち、ねばならないような書き方になるのかと思いました。

○甲山委員

伊藤委員や川村委員が話したように、この表現だと多様な人々ではなくて、この3行を納得した人しか社会に参加できないというニュアンスにとられてしまいがちなので、上の4行は、このような社会を目指したいとして社会的な一般論として、このような社会に住みたいですねと表現を柔らかくして、耳障りの良い言葉に変えて表現すればもっといいと思います。このような社会を皆で築いて行くことは望まれますということに異論はないと思います。NPO活動に参加する人々はこのような意識を持ち、を取ってしまい、参加する人々は、

それぞれ分野で社会貢献活動に対する関心や意欲を活動につなげて、このような社会の実現に、それぞれの力で貢献していく社会を作りたいというようなニュアンスになれば趣旨をくんで抵抗感なく作れるのではないのでしょうか。

○石井山委員

今までの御意見を参考に文案をお願いいたします。以上を持ちまして、本日は終了させていただきます。

○進行

石井山会長には長時間に議事の進行いただきましてありがとうございました。

○進行

それでは、以上をもちまして、平成27年度民間非営利活動促進委員会を終了いたします。ありがとうございました。